

薬局の窓口でお薬手帳の説明を励行することで、 「かかりつけ薬局」の普及を推進 — 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

(注)本資料でいう薬局は、正確には保険薬局を指します。保険薬局とは、地方厚生局から保険指定を受けた薬局であり、薬剤師が健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく療養の給付の一環として、保険調剤業務を取り扱う薬局のことです。

九州管区行政評価局(局長:佐藤 裁也^{さとう たつや})は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森久広 西南学院大学副学長)に諮りました。
その検討結果を踏まえ、本日、九州厚生局に対し、あっせんを行いましたので、公表します。

行政相談の要旨

最近になって、昨年4月から、医療機関受診後、処方せんにより薬局で薬を受け取る時に、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことになっていることを知った。薬剤服用歴管理指導料を取られること自体にも納得がいかないが、これを取るといふのであれば、薬局の窓口で手帳を持参しているかどうかを確認するだけでなく、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことをきちんと説明するようにしてほしい。

※ 本資料については、九州管区行政評価局のホームページに掲載されます。

URL http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan_04.html

〔照会先〕
首席行政相談官 山田明彦
電話:092-431-7136

制度の概要 1

○ お薬手帳は、経時的に薬剤の記録を記入することにより、薬剤の処方歴や主な既往歴等の疾患に関する情報を、医師、薬剤師及び患者が共有でき、患者のアレルギー、副作用等のチェックもできるものであり、無料で提供される。

○ 調剤報酬点数表(薬剤師が処方せんに基づいて調剤を行った際に請求できる費用の算定基準)は、診療報酬の改定に併せて、2年ごとに改定されており、現行の調剤報酬点数表は平成28年4月から使われている。

調剤報酬点数のうち、調剤基本料(※1)は施設基準(※2)(薬局の種類)により異なり、薬剤服用歴管理指導料(※3)は薬局の種類とお薬手帳の有無によって異なっている。

調剤基本料1の薬局(普通の薬局)に、6か月以内に処方せんを持参する場合、下表のとおり、お薬手帳を「持参する」と、「持参しない」場合よりも、薬剤服用歴管理指導料が12点(1点は10円であり、3割自己負担で40円(四捨五入))低く(安く)なる。また、薬局から保険者(協会けんぽ等)への調剤報酬請求額も少なくなることになる。

※1 調剤基本料は、処方せんの受付1回につき、1回算定できるもの。

2 「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第54号)による。

3 薬剤服用歴管理指導料は、処方された薬剤の重複投薬や相互作用、薬物アレルギーや副作用等を確認し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行うことなどに対する報酬

表 調剤基本料と薬剤服用歴管理指導料の合計の報酬点数(調剤基本料1～3までを抜粋)

(単位:点)

調剤基本料	施設基準(薬局の種類)	点数	薬剤服用歴管理指導料		合計の報酬点数	
			手帳持参	手帳なし	手帳持参	手帳なし
① 調剤基本料1の薬局(普通の薬局)		41	38(※2)	50	79	91
② 調剤基本料2の薬局 (処方せん受付枚数が多く、特定の医療機関からの処方せんの受付が特に多い)		25	50	50	75	75
③ 調剤基本料3の薬局 (大型チェーン薬局で、特定の医療機関からの処方せんの受付が極端に多い)		20	50	50	70	70

※ 1 九州管内7県における保険薬局数(平成29.6.2現在):6,954薬局(うち、調剤基本料1の薬局は6,152薬局(88.5%))

2 患者が原則6月以内に処方せんを持参する場合に限る。

制度の概要2

- 厚生労働省は、「医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方」として、①薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者の服用薬について一元的な薬学的管理を実施することとし、②それにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、患者の薬物療法の安全性・有効性が向上するほか、医療費の適正化にもつながるとしており、お薬手帳の内容の把握等を通じて、患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導を実施できるよう、いわゆる「門前薬局」から「かかりつけ薬局」への移行を推進することとしている。（平成28年度診療報酬改定時の保険薬局に対する説明会配布資料）
- 薬局においては、
- ① 患者にお薬手帳を提供する際は、手帳保有の意義、役割、利用方法等について、十分な説明
 - ② 手帳を保有しているが、持参を忘れた患者に対しては、薬剤服用歴管理指導料に係る調剤報酬点数を38点ではなく50点で算定することになる旨を説明するとともに、次回以降は手帳を持参するよう説明することが求められている（※）。

※ 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号厚生労働省保険局医療課長、同局歯科医療管理官通知）による。



当局の調査結果の概要

1 九州厚生局による本件内容に関する薬局への指導状況

- 平成28年度診療報酬改定直前の平成28年3月に全保険薬局を対象とした改定説明会を開催し、薬剤服用歴管理指導料を含む調剤報酬の改定内容の周知。
- また、調剤の内容や調剤報酬の請求に関して、個別指導や集団指導等を毎年度計画的に実施し、本件相談要旨も含めた指導を実施。

2 お薬手帳に関する情報の国民への浸透状況

- 当局が管轄する福岡県内及び長崎県壱岐市、対馬市で活動している行政相談委員167人(注参照)に、アンケート調査を行った結果、「かかりつけ薬局」を有する者が86人(回答者の79.6%)みられたが、以下のとおり、お薬手帳を持参すれば料金が安くなる場合があることなどのお薬手帳に関する情報が利用者に十分に伝えられていない状況。

(注)行政相談委員は、社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する人の中から総務大臣が委嘱。地域住民の身近な相談相手として、相談者への助言、関係機関への通知等を無報酬で実施。



- ① 薬局でお薬手帳を出せば料金が安くなることを知っていた人は、30.2% (26人/86人)
- ② お薬手帳があれば料金が安くなることについて、薬局で説明を受けたことがある人は、25.3% (20人/79人)
- ③ 薬局で、「お薬手帳を忘れると安くならないため、手帳を忘れないように」との指導を受けたことがある人は、20.3% (16人/79人)
- ④ お薬手帳を忘れて薬局に持って行かなかった際に、手帳を忘れたため料金が安くならないことについて説明を受けたことがある人は、21.0% (13人/62人)

(注) 設問により有効回答数が異なっている。

行政苦情救済推進会議の意見

- 1 「かかりつけ薬局」は広めるべきである。
- 2 薬局において、患者に対する情報提供が足りない。一般の人は、薬局の種類(施設基準)やお薬手帳の持参の有無によって自己負担が異なることや薬剤服用歴管理指導料等について十分理解していないということを、薬局によく理解してもらう必要がある。
- 3 お薬手帳の意義について国民が十分に承知していないので、薬局が厚生労働省の通知により行うこととされている事項を励行するよう、厚生局に指導を求めるべきである。
- 4 お薬手帳を持参しないことで、患者負担だけでなく、国としても負担増となっていることを国民に知らせるべきである。

九州厚生局に対するあっせん

お薬手帳に関する情報が患者(薬局利用者)に周知徹底されておらず、患者がお薬手帳の意義、利用方法等を十分に承知しているとは言いがたいことから、「かかりつけ薬局」を普及させるため、以下の事項について、薬局を指導すること。

- 1 患者に対して、お薬手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等(特定の医療機関からの処方せんの受付が多い規模の大きな駅前薬局や大型チェーン薬局以外の普通の薬局においては、お薬手帳を持参しないと薬剤服用歴管理指導料が安くないことを含む。)について十分な説明を励行すること。
- 2 特定の医療機関からの処方せんの受付が多い規模の大きな駅前薬局や大型チェーン薬局以外の普通の薬局においては、お薬手帳の持参を忘れた患者に対して、薬剤服用歴管理指導料に係る調剤報酬点数を38点ではなく50点で算定することになる旨、及び次回以降は手帳を持参することに関する説明を励行すること。



行政苦情救済推進会議

行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。



行政苦情救済推進会議のメンバー

石森 久広	(西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授) (座長)
久留 百合子	(消費生活アドバイザー)
浅野 秀樹	(弁護士)
井上 裕之	(西日本新聞社論説委員長)
三木 和信	(福岡行政相談委員協議会会長)
高木 直人	(公益財団法人九州経済調査協会理事長)
戸江 千枝	(税理士)